



雫石町ふるさとものづくり支援事業補助金

町では、町内事業者が町の地域資源を活用した新商品開発等に必要な経費に対し補助を行います。

■対象事業

一般社団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）の「ふるさとものづくり支援事業」の交付決定を受けた事業で、次の①②に掲げる事業。

▶一般社団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）「ふるさとものづくり支援事業」

【補助対象期間】 令和9年4月1日～令和10年2月18日

【公募期間】 令和8年9月1日～令和8年11月13日

【町への提出期限】 **令和8年10月30日（金）**

※交付決定は、令和9年3月上旬頃

ふるさとものづくり支援事業の
詳細はコチラ▶



①新商品開発等支援補助金（経費上限15,000千円）

将来的に事業化・量産化が可能な新商品開発を行い、地域産業の発展が図られる事業

②販路開拓支援補助金（経費上限3,000千円）

これまで新商品開発に取り組み、商品化に至っていないもので商品化に向けた販路開拓を実施する事業

■対象者

- ①町内に事業所を有すること（法人格を有する団体）
- ②町税の滞納がないこと ③風俗営業等を行っていないこと
- ④暴力団関係者でないこと



■補助内容

対象事業経費の10分の7以内（千円未満切り捨て）

■対象経費

対象事業に係る謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、人件費、広報費など

■提出書類 ※ふるさと財団からの交付決定後に町へ提出

- ①補助金交付申請書
- ②補助対象事業概要書及び計画書
- ③定款、直近3年分の事業報告書、決算書（貸借対照表ほか）
- ④その他申請に必要な書類
- ⑤納税証明書

※詳しくは下記担当までお問合せください。



《担 当》

雫石町観光商工課 商工労政係
住所／〒020-0595
雫石町千刈田5番地1

TEL／019-692-6497
FAX／019-692-5208
Mail／shoukou@town.shizukuishi.iwate.jp